

「医療費通知書」及び「ジェネリック差額通知書」を送付しました

○「医療費通知書」

これまでの受診状況を振り返り、今後のより適正な受診にご協力をお願いします。

- ・ 対象月：令和3年1月診療分から令和3年6月診療分まで

(柔整・鍼灸は令和2年12月診療分から令和3年5月診療分まで)

※ 医療機関等からの請求が遅くなっている場合等は通知書に記載されていない場合があります。

○「ジェネリック差額通知書」

ジェネリック医薬品へ切り替えることで、医療費（調剤費）の軽減が可能となります。

皆様だけでなく、共済組合にとっても負担軽減となりますのでご協力をお願いします。

- ・ 対象月：令和3年4月から令和3年6月の処方実績のうち、軽減可能額が最も大きい月の内容を記載しています。

これらの通知書について、ご不明な点等がありましたら、以下までご連絡をお願いします。

和歌山県市町村職員共済組合 保険課 電話 073-431-0152